

に、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該事業所における感染症及び食中毒が発生し、又はまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

（その他運営に関する重要事項）

第20条事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1)採用時研修 採用後1か月以内
- (2)継続研修 年1回

- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する記録を整備し、当該指定共同生活援助を提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 事業所は、指定共同生活援助の利用について市町村又は一般相談支援事業者しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和7年7月10日から施行する。
- 3 この規程は、令和7年9月22日から施行する。